

~~も合わせることができない不適合型妊娠の可能性もあること。~~

~~その際に起こり得る胎児溶血性疾患等に関する医学的事項、またその際における医学的対処について。~~

提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについて。(P)

(検討課題1第10次改訂後資料P20)

(要検討事項)

属性以外の提供を受ける者の希望に応えるか？また、応える場合、どこまで応えるか？

(第2子や第3子も同じ提供者から提供してほしい等)

提供された精子・卵子・胚を使用して第1子が生まれたのち、提供された精子・卵子・胚の残りを第2子のために使用することについては、

(案1)可能な限り認める。ただし、精子・卵子・胚を提供する際に、当該提供により、第1子だけでなく第2子も生まれる可能性があることについて、提供する人に対し、インフォームド・コンセントを取っておく。

(案2)認めない。

~~精子・卵子・胚の提供を行った結果、子どもが生まれたかどうかについては、提供者の希望がない限り知らせないこと。~~

(3) 提供された精子・卵子・胚の保存について

() ~~その他の条件について~~ 提供された精子・卵子・胚の保存について

提供者の死亡が確認されたときには、提供された精子・卵子・胚は廃棄すること。

(要検討事項)

胚提供を行った夫婦(カップル)のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されることとするか？

提供された精子・卵子の保存期間は2年間とするであること。

提供された胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供された精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間をが10年間とするであること。

保存期間を超過した場合の取り扱いについて(提供者に返却する、廃棄する等)。

(4) 提供者に関するその他の事項について

() 提供者に発生した副作用等に対する補償について